

生徒生活基準

(以下の文中において福祉科、看護科 1 年から 3 年までを本科生、看護専攻科 1・2 年生を専攻科生と記す。本科、専攻科と記されていないものについては、本科生・専攻科生共通とする。また、生徒とは兵庫県立日高高等学校本科生及び看護専攻科生を指すものとする。)

I 服装規程

(目的)

第 1 条 この規定は、兵庫県立日高高等学校生徒の服装について、必要な事項を定めることを目的とする。

本科においては、服装は質素で華美にわたらず、端正で気品があり、清潔で生徒らしいものでなければならない。

専攻科においては、専攻科生としての誇りと自覚を持ち、校内外を問わず、その服装は端正で礼儀にかなったものでなければならない。

(校章)

第 2 条 本科生は上衣の胸ポケットにはエンブレム、カッター・ブラウスには左袖のイニシャルをもってこれに替える。

(制服)

第 3 条 制服については次のように定める。

1. 本科生については、男女とも所定の紺色のブレザーとし、男子は所定のチェックのズボン、女子は所定の紺色とエンジ、紺色とベージュのスカートとする。

専攻科生については、紺又は黒のリクルートス

ーツ（女子は紺のスカートまたはスラックス）とする。

2. 夏服（6月1日～9月30日）

本科生については、男子は所定の Cutter、夏ズボン、女子は所定のブラウス、夏スカート（紺色とベージュのチェック）とする。

専攻科生については、男子は白の Cutter シャツに紺又は黒のズボン、女子は白のブラウスに紺又は黒のスカート又はスラックスとする。

3. 冬服（10月1日～5月31日）

本科生については、男女とも所定の紺色のブレザーとし、男子は所定の冬ズボン、Cutter とする。

女子は所定の冬スカート（紺色とエンジのチェック）、ブラウスとする。

専攻科生については、紺又は黒のリクルートスーツとする。

（靴 下）

第4条 靴下は次のように定める。

1. 靴下は、白・黒・紺とする。
2. ストッキング・タイツを着用する場合は、黒・肌色を基準とする無地のものとする。

（靴 ）

第5条 靴は次のように定める。

1. 通学靴については、本科生は、ローヒールの靴とし華美でないものとする。
専攻科生については、華美でないものとする。
2. 校外における教育活動等で着用する靴については、指導教員の指示による場合がある。

3. 雨天、降雪の際は、長靴、防寒性の靴を使用しファッションブーツは禁止する。

4. 上履きについては、本科生は所定のスリッパとする。

専攻科生については、白を基調とした運動靴またはナースシューズとする。

(防寒衣、レインコート)

第6条 防寒衣は華美でないものとする。

(靴)

第7条 通学靴は、特異でないものとする。

(頭髪、装飾品)

第8条 頭髪、装飾品については、次のように定める。

1. 目立つ髪型は禁止する。頭髪は清潔、端正を旨とする。

2. 装飾品は禁止する。

(体育時の服装)

第9条 体育時の服装は、次のように定める。

1. 夏(6月1日～9月30日)

クォーターパンツ、トレーニングシャツは本校所定のものを着用すること。

2. 冬(10月1日～5月31日)

トレーニングパンツ、長袖トレーニングシャツ及びウィンドブレーカーは本校所定のものを着用すること。

3. (靴) 体育館では、本校所定のものを着用すること。

(外出、旅行)

第10条 学習の一環として外出する際は、制服の着用を原則とする。

(異 装)

第11条 健康上等の理由で服装規定に反する場合は、
異装願を提出し、生徒指導部の許可を受けるもの
とする。

(細 則)

第12条 この規定の施行に関し、必要な細則は別に定
める。

(施 行)

昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。

平成 4 年 4 月 1 日一部改正

平成 6 年 4 月 1 日一部改正

平成 8 年 4 月 1 日一部改正

平成 14 年 4 月 1 日一部改正

平成 17 年 4 月 1 日一部改正

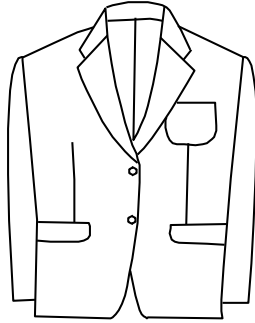
平成 18 年 4 月 1 日一部改正

平成 30 年 4 月 1 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

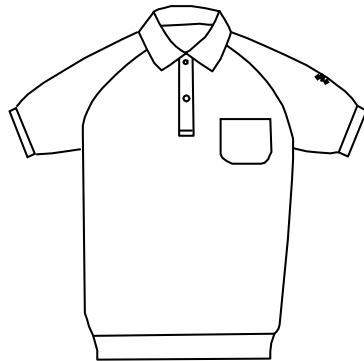
男子・女子 共通



上 衣
(様式1)

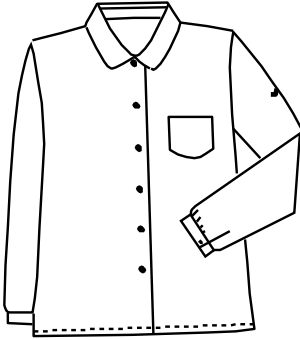


ベ ス ト
(様式2)

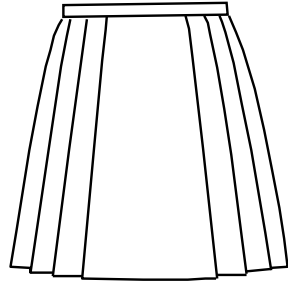


半袖ポロシャツ
(希望者のみ)
(様式3)

女 子 用



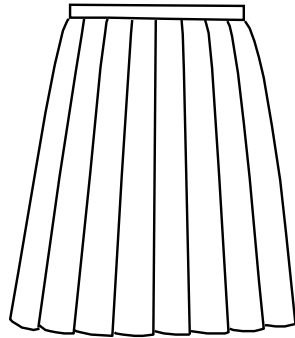
長袖ブラウス
(様式4)



冬スカート
(様式5)

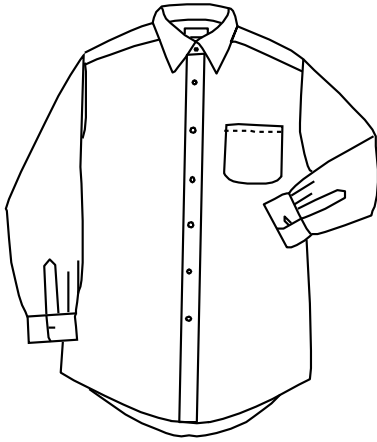


半袖ブラウス
(様式6)

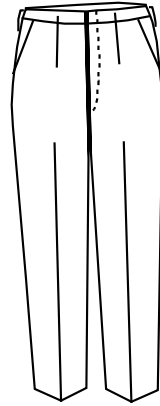


夏スカート
(様式7)

男子用



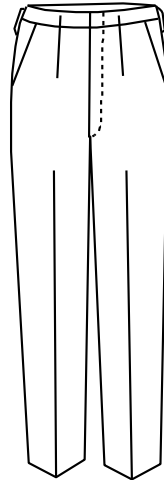
長袖カッター
(様式8)



冬スラックス
(様式9)



半袖カッター
(様式10)



夏スラックス
(様式11)

服装規定細則

1. スカート丈については、膝がかくれる程度とする。
2. 夏、冬の衣替えの時期に、移行期間を設ける。
3. 本科生は夏季には、本校所定の半袖ポロシャツを着用してもよい。
専攻科生は、白に近いカッターシャツ・ポロシャツを着用してもよい。ただし、Tシャツは禁止する。
4. 本科生は、年間を通じて本校所定の紺色のベストを着用してもよい。
5. 通学時には、防寒衣としてマフラーを着用してもよい。なおその場合は、華美でないものとする。
6. 冬季降雪時の通学に、黒又は紺色のスラックス（ストレート）を使用してもよい。ただし、ジーパン等は禁止する。
7. 防寒衣としてVネックのセーター、カーディガンを着用してもよい。ただし、色は無地で黒・紺とする。
8. 防寒衣兼レインコートは、無地を基調とし、皮、合皮は禁止する。
9. エナメル・ハイヒールの靴は禁止する。
10. カール、脱色、染色、パーマ、ツープロック、アシメトリーなどの目立つ髪型は禁止する。
11. 装飾品のネックレス、ピアス、指輪、ミサンガ等の使用は禁止する。
12. マニキュア、カラーリップ、カラーコンタクト、ふたえのり等化粧品に類するものの使用は禁止する。
13. 雨天、降雪時における自転車通学、単車通学の場合は雨ガッパを着用し、傘さし運転をしてはならない。